

平成二十一年六月二十二日受領
答弁第五四三号

内閣衆質一七一第五四三号

平成二十一年六月二十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるワインの使用等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるワインの使用等に関する第三回質問に対する答弁書

一について

諸外国の要人の接遇等のため使用している。

二及び三について

内閣官房、宮内庁及び外務省において保存しているワインの維持・管理は庁舎等の維持・管理の一部として行っており、これに要した経費のみを取り出して算出することは困難である。

四及び五について

先の答弁書（平成二十一年六月十二日内閣衆質一七一第四九〇号）四から六までについて述べたとおりであり、御指摘は当たらないと考えている。

六について

要人の定義は様々であるため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

七について

先の答弁書（平成二十一年六月十二日内閣衆質一七一第四九〇号）七について述べたとおりである。

八について

御指摘の点については各業者の取引実績等を総合的に勘案して判断している。